

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令
 (令和三年政令第三百三十三号) (抄) (傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(学級編制の標準に関する経過措置として毎年度政令で定める学年)</p> <p>第一条 次の各号に掲げる期間における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の政令で定める学年は、当該各号に定める学年とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間 小学校の第六学年</p>	<p>(学級編制の標準に関する経過措置として毎年度政令で定める学年)</p> <p>第一条 次の各号に掲げる期間における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の政令で定める学年は、当該各号に定める学年とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p>